

## 3.1 大気汚染

## 事後調査報告書(工事完了後 その1)

(平成8年6月 日本道路公団) より抜粋

## (1) 環境の調査

## ア. 調査項目

事業路線を利用する自動車からの排出ガスの影響を受ける大気質及び気象の状況を把握する目的で、二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化硫黄、気温、相対湿度、風向、風速、日射量、放射収支量の各項目及び既存資料について調査した。

## イ. 調査地域

事業路線の沿道及びその周辺地域とした。

## ウ. 調査方法

## 1) 調査時点

工事完了後の平成6年度とした。

## 2) 調査期間

年間を通した大気質及び気象の状況を把握できる期間とし、以下に示す四季の各7日間とした。

平成6年5月24日（火）～5月30日（月）（春季）

平成6年8月29日（月）～9月4日（日）（夏季）

平成6年11月27日（日）～12月3日（土）（秋季）

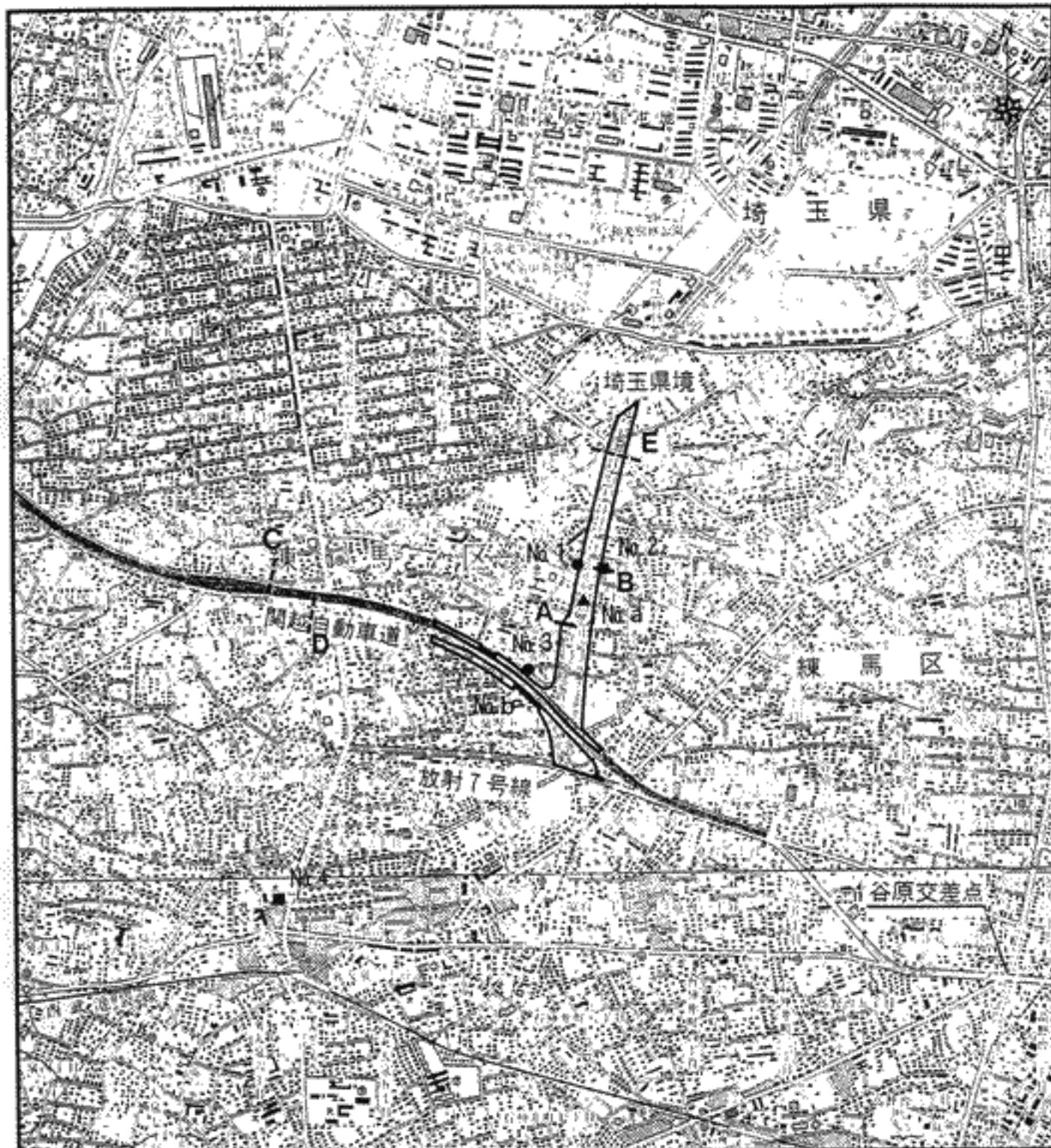
平成7年2月25日（土）～3月3日（金）（冬季）

また、既存資料については、平成6年4月～平成7年3月の1年間のデータを整理した。

## 3) 調査地点

調査地点は、図3.1-1及び表3.1-1に示すとおり、現地調査として本線部の官民境界上の2地点（No.1、No.2地点）及びランプ部の1地点（No.3地点）、既存資料（二酸化窒素のみ）調査として練馬区の大泉3測定室（No.2地点）及び練馬区の大泉中測定室（No.4地点）とした。

No.2地点については、同地点が練馬区の常設測定点となったことから、事業路線の影響を把握でき、かつ、予測結果と直接比較できる年平均値を得られる同地点に調査地点を設定した。なお、事後調査報告書（工事施行中）に記載した部分蓋掛け採用後の最高濃度出現箇所における予測結果は、評価書に記載した予測結果（予測位置はNo.2地点と同一地点）と変わらない。



### 凡 例

- : 事業路線
- : 大気質調査地点（現地調査 No.1, No.2, No.3）
- : 大気質調査地点（既存資料調査 No.2, No.4）
- ▲ : 気象調査地点（No.a, No.b）
- : 交通量調査断面（現地調査 A, B）
- : 交通量調査断面（既存資料調査 C, D, E）

1 : 25,000

0 500 1,000 m

図3.1-1

大 気 質 調 査 地 点

表3.1-1 大気質調査地点

項目	地点	位 置	備 考
大気質	No.1	練馬区大泉3-8-2 地先	現地調査
	No.2	練馬区大泉3-12-10 地先	現地調査 <sup>a)</sup>
	No.3	練馬区大泉4-22-22 地先	現地調査
	No.4	練馬区東大泉4-27 地先	既存資料調査
気 象	No.a	練馬区大泉3-3 地先	現地調査
	No.b	練馬区大泉4-22-22 地先	現地調査

注) No.2 地点については、二酸化窒素のみ既存資料調査

#### 4) 測定方法

現地調査については、表3.1-2に示す方法とした。また、既存資料（二酸化窒素）調査については練馬区環境建築部資料により、No.2 地点については練馬区の大泉3測定室の測定結果を、No.4 地点については練馬区の大泉中測定室の測定結果を、それぞれ整理する方法とした。

表3.1-2 測定方法一覧

測定項目	測 定 方 法	分 析 方 法
窒素酸化物	JIS B 7953に定める自動測定器を用いた。 試料採取高さ：1.5m	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法によった。
一酸化炭素	JIS B 7951に定める自動測定器を用いた。 試料採取高さ：1.5m	非分散型赤外線分析法によった。
二酸化硫黄	JIS B 7952に定める自動測定器を用いた。 試料採取高さ：1.5m	溶液導電率法によった。
気 象	地上気象観測指針（気象庁）に準拠した。 観測高さ：No.1 地点 6 m No.3 地点 10 m	

## オ. 調査結果

### 1) 大気質調査結果

大気質の調査結果は、表3.1-3及び4に示すとおりである。

#### (1) 現地調査結果

##### ア. 二酸化窒素

本線部の調査地点（No.1地点）で1時間値の1日平均値は0.017～0.050ppm、ランプ部の調査地点（No.3地点）で0.016～0.058ppmの範囲で推移しており、秋季に濃度が高くなっている。また、調査期間中においては各地点とも環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること）を満足している。

##### イ. 一酸化炭素

本線部の調査地点（No.1、2地点）で1時間値の1日平均値は0.5～3.3ppm、No.3地点で0.4～2.6ppmの範囲で推移しており、秋季に濃度が高くなっている。また、調査期間中においては各地点とも環境基準（1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること）を満足している。

##### ウ. 二酸化硫黄

No.1及びNo.2地点で1時間値の1日平均値は0.003～0.018ppm、No.3地点で0.004～0.015ppmの範囲で推移しており、秋季に濃度が高くなっている。また、調査期間中においては各地点とも環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること）を満足している。

#### (2) 既存資料調査結果

##### ア. 二酸化窒素

現地調査と同期間の既存資料によると、No.2地点で1時間値の1日平均値は0.016～0.060ppmの範囲で推移しており、秋季に濃度が高くなっている。また、練馬区の大泉中測定室（No.4地点）で1時間値の1日平均値は0.015～0.053ppmの範囲で推移しており、秋季に濃度が高くなっている。なお、両地点とも、調査期間中においては環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること）を満足している。